CORPORATE GOVERNANCE

Miraca Holdings Inc.

最終更新日:2019年6月24日 みらかホールディングス株式会社

代表執行役社長 竹内 成和

https://www.miraca.com/

問合せ先:コーポレートコミュニケーション本部 IR/SR部

証券コード:4544

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

<u>コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他</u>の基本情報

1.基本的な考え方

みらかグループは、「医療における新しい価値の創造を通じて、人々の健康に貢献する。」を企業理念に掲げ、「目指す姿」および「価値観・行動様式」のもと、経営効率を高めていくとともに、企業活動が社内外の広範なステークホルダーとの連携と調和によって成り立っていることを強く自覚し、経営における透明性の向上と迅速かつ適正な意思決定につながるコーポレート・ガバナンスの確立に努めます。

当社の「コーポレート・ガバナンス方針」は、下記ウェブサイトで開示しています。

(コーポレート·ガバナンス方針) https://www.miraca.com/company/governance.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 ^{更新}

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社の退職金制度は2019年4月より退職一時金制度と確定拠出型年金制度を導入し、旧制度である確定給付年金は閉鎖型の企業年金基金に移行しました。

企業年金基金における運用については、当社は企業年金基金の母体企業として適切な体制の下で運用されるよう配意するとともに、定期的に運用報告の場を設けております。しかし、投資先企業の選定や議決権行使の判断は運用受託機関に委ねており、スチュワードシップの観点から対話等については課題と認識していることから、本原則についてはエクスプレインとしました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 ^{更新}

1. コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項

【原則1-4 政策保有株式】

当社が上場株式を政策保有する場合の方針及び政策保有株式の議決権を行使する基準は、コーポレート・ガバナンス方針の「12. 株式の政策保有」に記載しています。

- ・ 当社は、政策保有株式の保有目的を定め、その縮減に取り組んでまいりました。
- ・2019年度は検証の結果、保有に適していると判断された上場株式9銘柄(約9.8億円)を保有しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の重要性やその性質に応じた適切な手続きの枠組みは、コーポレート・ガバナンス方針の「13.関連当事者間の取引に関する手続 きの枠組み」に記載しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、当社グループの経営計画、業績及び財政状態、事業リスクやコーポレート・ガバナンス等にかかる情報について、法令に基づく開示のほか、法令に基づく開示以外の情報開示についても積極的に取り組みます。

また、情報開示の重要性に鑑みて、情報開示規程を制定し、当社の基本方針を明確にしております。

(1) 当社は、「医療における新しい価値の創造を通じて、人々の健康に貢献する。」を企業理念に掲げ、臨床検査(検体検査)を中核とした医療関連分野において事業を行っています。また、中期経営計画及び経営戦略を定め有価証券報告書、事業報告、及びウェブサイトで公開するとともに、単年度経営計画を前年度の決算説明会において毎年開示しています。

(中期経営計画·経営戦略) https://www.miraca.com/ir/management/plan.html

(決算説明会資料) https://www.miraca.com/ir/library/presentation.html

(2) 当社は、コーポレート·ガバナンスに関する基本的な考え方と方針を記載した「コーポレート·ガバナンス方針」を取締役会で定め、ウェブサイトで公開しています。

(コーポレート·ガバナンス方針) https://www.miraca.com/company/governance.html

(3) 取締役・執行役に対する報酬決定方針及び手続きは有価証券報告書にて開示しています。 (有価証券報告書) https://www.miraca.com/ir/library/yuho.html

- (4) 取締役候補者の指名及び執行役の選任を行うに当たっての方針と手続きは、コーポレート・ガバナンス方針の「5.取締役会のバランス・多様性・規模及び取締役の選任」及び「10.執行役の選任に関する方針と手続き」に記載しています。
- (5) 当社は、執行役を以下の理由・目的で選任・指名しました。なお、取締役の選任理由は、定時株主総会の招集通知に記載しています。

竹内成和(代表執行役社長)

竹内成和氏は2016年に当社代表執行役社長兼グループCEOに就任以来、当社及び当社グループの経営を統括してまいりました。当社グループの成長の実現には、同氏がこれまで培った経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づくリーダーシップが必要であり、当社の執行役として適任であると判断しました。

北村直樹(執行役、最高財務責任者、法務契約担当、コーポレートコミュニケーション担当)

北村直樹氏は、ソニー株式会社及びその国内外におけるグループ会社に在籍したのち、2011年に経営戦略部長として当社に入社、2013年より執行役に就任しております(現任)。同氏は長年にわたり、財務、経営企画、経営戦略などの分野に携わり、豊富な知識とグローバルな観点での幅広い経験を有することから、当社の執行役として適任であると判断しました。

芦原義弘(執行役、IVD担当)

芦原義弘氏は、1979年に富士レビオ株式会社に入社し、2003年に同社取締役、2009年に同社常務取締役、2014年に同社代表取締役専務、2016年に同社代表取締役社長を務め、2017年より富士レビオ・ホールディングス株式会社の代表取締役社長に就任しております(現任)。同氏は、臨床検査薬事業に関する幅広い経験及び研究開発に関する深い知識を有することから、当社の執行役として適任であると判断しました。

東俊一(執行役、CLT担当)

東俊一氏は、1982年に株式会社エスアールエルに入社し、2010年に同社取締役、また、2011年より受託臨床検査事業におけるグループ会社の代表取締役社長を歴任した後、2017年より同社代表取締役社長に就任しております(現任)。同氏は、受託臨床検査事業に関する幅広い経験及び知識を有することから、当社の執行役として適任であると判断しました。

大月重人(執行役、人事担当)

大月重人氏は、グローバル企業にて人事担当執行役員等を歴任、株式会社資生堂にて人事全般の構築に携わった後に、2015年に当社執行役に就任しております。同氏の戦略的人事に関する幅広い知識、グローバルな人事制度構築の経験は、海外戦略の強化を中期経営計画の重点施策の一つに据える当社にとって貴重なものであり、当社の執行役として適任であると判断しました。

木村博昭(執行役、総務担当、IT担当)

木村博昭氏は、1984年に富士レビオ株式会社に入社し、2009年に同社取締役に就任しました。2006年に当社経営企画部長、2011年より当社IR広報部長兼経営戦略部長を務めた後、2012年より当社執行役に就任しております(現任)。同氏は、当グループ全体の事業運営に係る幅広い知識を有することから、当社の執行役として適任であると判断しました。

長谷川正(執行役、企画管理担当)

長谷川正氏は、2000年に株式会社エスアールエルに入社し、2017年より同社取締役に就任しております(現任)。2011年に当社経営管理部長、2017年より当社経営管理本部長、2018年より当社企画管理本部長に就任しております(現任)。同氏は、経営企画及び経営管理、また、グループ管理において幅広い経験及び知識を有することから、当社の執行役として適任であると判断しました。

小見和也(執行役、研究開発担当)

小見和也氏は、2015年に当社に入社し、2017年に当社R&D統括部長(現任)、合同会社みらか中央研究所社長(現任)、株式会社エスアールエル研究開発本部長(現任)、また2019年に当社先端的医療事業推進本部長(現任)に就任しております。同氏は、臨床検査領域における研究開発及びオープンイノベーションについて幅広い経験と知識を有するとともに、同領域以外についても最先端技術について深い見識を持つことから、当社の執行役として適任であると判断しました。

(有価証券報告書) https://www.miraca.com/ir/library/yuho.html

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会が執行役に委任する範囲については、コーポレート・ガバナンス方針の「4.取締役会から経営陣への委任範囲の概要」に記載しています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役の過半数が独立性の高い社外取締役により構成されることをコーポレート・ガバナンス方針の「5.取締役会のバランス・多様性・規模及び取締役の選任」で定めています。また、第69回定時株主総会で選任された取締役7名の内、5名が独立性の高い社外取締役であり、この内4名を独立役員として東京証券取引所に届け出ています(独立社外取締役の構成比率57%)。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の独立性判断基準をコーポレート・ガバナンス方針の「6.独立社外取締役の独立性判断基準」に記載しています。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会のバランス·多様性·規模及び取締役の選任については、コーポレート·ガバナンス方針の「5.取締役会のバランス·多様性·規模及び取締役の選任」に記載しています。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

第69回定時株主総会にて選任されました社外取締役の他の上場会社役員との兼任状況につきましては、定時株主総会招集通知に記載していま す。

(招集通知) https://www.miraca.com/ir/stock/meeting.html

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社取締役会は、年1回実施する取締役会の実効性評価のプロセスにおいて、第三者視点を取り入れることが、有効な検証のために重要であると考えています。今年度においては、独立した第三者機関をアドバイザーに起用し、取締役会の構成、業務執行の監督等を含む取締役会の実効性、指名・報酬・監査の委員会の実効性、取締役会の運営、社外取締役の支援・連携に係る体制、株主その他のステークホルダーとの関係等の項目に関し、評価を実施しました。

評価は、取締役7名が匿名性を確保された環境下でアンケートに回答し、集計と分析を第三者機関が実施するというプロセスを踏むことにより公正性の確保に努めた上で、実施しました。

評価結果については、2019年5月に取締役会メンバー全員にて議論を行い、当社取締役会の強みに関する理解を深め、当社取締役会の実効性及び果たすべき役割や業務執行との連携について共有を図りました。今後は取締役会の更なる機能向上を図るため、取締役会での議論に基づき改善を行っていく予定です。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役に対するトレーニングの方針は、コーポレート・ガバナンス方針の「7.取締役に対するトレーニング」に記載しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みは、コーポレート・ガバナンス方針の「2.株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組み」に記載しています。

2.補足説明

【基本原則1 株主の権利・平等性の確保】

- ・ 当社は、第69回定時株主総会において、株主のみなさまの権利を確保し、その権利を適切に行使することができるよう、下記施策を行いました。
- (1) 株主のみなさまが議決権の行使を適切に行えるよう、招集通知及び添付書類を定時株主総会開催日の3週間前に発送しました。これに先立ち、東京証券取引所及び当社ホームページで当該資料を電子的に開示しています。また、招集通知の英訳版も合わせて開示しています。
- (2) 株主総会の日程は、いわゆる集中日を避けて設定するとともに、当日株主総会に参加できない株主のみなさまを考慮し、議決権電子行使システムを導入、招集通知でご案内しました。
- ・ 第69回定時株主総会において、当社が提案した議案は全て可決され、みらかコーポレート・ガバナンス方針に定める基準に該当する反対票数が投じられた会社提案議案はありませんでした。
- ・ 当社及びグループ会社が保有する政策保有株式について、それぞれの保有会社の取締役会で評価・検証した結果、政策目的に合致していることを確認しています。
- ・ 当社は、いわゆる買収防衛策を導入していません。

【基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

- ・ 当社は、「みらかグループ企業行動指針」を当社ウェブサイトで公開するとともに、必要に応じて同指針を現地語に翻訳し、海外子会社においても遵守を図っています。また、その遵守・実践状況を企業行動委員会が取締役会に報告しています。
- ・ 当社は、「みらかグループ CSRの考え方」を定めており、「企業理念」、「目指す姿」、「価値観・行動様式」に基づく企業活動を通じてCSRが実現できると考えています。この活動により社会課題の解決に取り組み、幅広いステークホルダーと良好な関係を構築いたします。
- ・当社は、主要子会社である株式会社エスアールエル及び富士レビオ株式会社を中心として積極的に環境活動に取り組んでおります。2018年度はその活動内容をCSR報告書に記載するとともに、関連するデータをウェブサイトに開示しております。
- ・ 当社は、グループ全体を対象として、匿名による通報、情報提供者の秘匿及び不利益取扱いの禁止を明記した内部通報に係る社内規程を整備し、代表執行役の諮問機関として、執行役により構成される企業行動委員会を設置しています。
- ・ 内部通報の運用状況は、企業行動委員会を通じて取締役会に報告され、取締役会による運用状況の監督がなされています。なお、当社はグループ全体の内部通報の窓口業務を第三者に委託しております。

(CSR活動) https://www.miraca.com/csr/

(ESGパフォーマンスデータ) https://www.miraca.com/csr/esg.html

【基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保】

- ・ 当社は、業績結果を四半期ごとに開示しています。計画と実績に差異がある場合には、半期ごとにその分析を行い、差異理由を決算説明会等で報告しています。
- ・当社は、決算短信、招集通知、説明会プレゼン資料等の英語版抄訳を作成し、ウェブサイトに公開しています。
- ・ 当社は、PwCあらた有限責任監査法人を会計監査人に指名しております。当社第69期に関し、当社の監査委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証しており、PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果を相当であると認める旨、監査報告書に記載しています。
- ・ 第69期の監査については、迅速な情報開示とのバランスを取りつつ、会計監査人による十分な監査時間を確保したものと考えています。また、 当社財務担当執行役、監査委員会、内部監査部門は会計監査人と十分な連携を取っています。

【基本原則4 取締役会等の責務】

- ・ 指名委員会、監査委員会、報酬委員会の各委員長には社外取締役を指名しています。各委員会は過半数を社外取締役によって構成され、特に監査委員会は全委員が社外取締役となっています。
- ・ 監査委員会の各委員は、執行役会、リスク管理委員会等の主要会議に出席することができ、内部監査部門、事業会社監査役との定期的な連絡会を実施し、必要に応じ直接業務の執行状況を監査しており、その活動結果は定期的に取締役会に報告されています。また、監査委員会は会計監査人から、期初の監査計画、期中の監査の状況、期末監査の結果等について説明、報告を求めるなど、定期的な意見交換を行っています。
- ・ 監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設けています。監査委員会事務局に所属する使用人の任免、人事考課・異動等の処 遇、また監査委員会事務局の予算配分等については、あらかじめ監査委員会に説明し、事前承認を得ることで、その独立性を確保しています。

【基本原則5 株主との対話】

- ・ 当社は、決算説明会を年2回行うとともに、コーポレートコミュニケーション担当執行役及びIR/SR部が窓口となり、機関投資家及びアナリストとの面談を積極的に行っています。これら説明会等で使用した資料は当社ウェブサイトで開示しています。また、個人投資家向け説明会を実施しています。資料の作成にあたっては、関連社内部署と連携し、適切な情報を収集するとともに正確性を期しています。
- ・株主及びアナリストと面会する人員を限定し、開示する情報を事前に確認するとともに、インサイダー取引等の法令遵守に係る社外セミナー等に原則として毎年参加しています。
- ・当社は、定期的に実質株主調査を外部に委託し、株主構成の把握に努めています。
- ・ 当社は、将来の目指すべき姿を設定し、2017-2019年度の中期経営計画「Transform! 2020」を策定、ウェブサイトで開示しています。本計画 の中で目標とするROE、ROIC等の経営指標、基本戦略及び株主還元の基本方針等を記載しています。

(中期経営計画) https://www.miraca.com/ir/management/plan.html

2.資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6.325.965	11.08

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,452,000	7.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,070,100	7.13
株式会社みずほ銀行	2,132,155	3.73
第一生命保険株式会社	2,000,737	3.50
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,616,096	2.83
日本生命保険相互会社	1,538,673	2.69
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	1,528,500	2.68
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HSD00	1,403,300	2.46
明治安田生命保険相互会社	1,272,200	2.23

	·		
支配株主	/ *** /** 7	+ = 10	
	1 # 2 4	\ \ \&P\D .t. \	

親会社の有無

なし

補足説明 ^{更新}

【大株主の状況】に関する補足説明

- 1.持株比率は、自己株式255,181株を除いて計算しております。なお、自己株式には業績連動型株式報酬制度(役員報酬BIP信託)により当該信託が保有する株式149,200株は含まれておりません。
- 2.日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数は、全て信託業務に係るものであります。
- 3.株式会社みずほ銀行の株式数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式2,131.5千株(持株比率 3.73 %)を含んでおります。(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。)

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定され	4名
ている人数	

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
戊吾	周吐	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
青山 繁弘	他の会社の出身者											
天野 太道	公認会計士											
石黒 美幸	弁護士											
伊藤 良二	学者											
山内 進	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 「上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d. e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

	月	「属委員	会	Xrb +		
氏名	指名 委員会	報酬 委員会	監査 委員会	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

		I .	
青山 繁弘			青山繁弘氏は、サントリーホールディングス株式会社の経営に長年にわたって携わられ、その中で培われた企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づく提言は当社にとって貴重であり、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。また、「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載の通り、同氏と当社との間に特別な利害関係はないことから、独立性を有するものと判断し、独立役員として届け出ております。
天野 太道			天野太道氏は、公認会計士として監査ならびに有限責任監査法人トーマツの経営に長年にわたって携わられ、その中で培われた会計の専門家としての豊富な知見を当社の経営に活かしていただける専門家であり、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。また、「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載の通り、同氏と当社との間に特別な利害関係はないことから、独立性を有するものと判断し、独立役員として届け出ております。
石黒 美幸			石黒美幸氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であり、企業法務に精通した法律家としての視点より、当社経営陣に対して独立の立場で意見をいただける専門家であり当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、また、同事務所と当社の間に法律顧問契約および取引はないことから、当社は同氏を独立性の高い社外取締役と認識しておりますが、同氏が所属する弁護士事務所においては、所属弁護士が社外役員となる場合に独立役員としての届出を行えない旨の方針により、当社は同氏を独立役員として指定しておりません。
伊藤 良二			伊藤良二氏は、政策・メディア研究について大学院で教鞭をとられている教授であり、かつ、経営コンサルタント・事業会社経営者としての豊富な経験の中で培われた見識を当社の経営に活かしていただける専門家であり、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。また、「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載の通り、同氏と当社との間に特別な利害関係はないことから、独立性を有するものと判断し、独立役員として届け出ております。
山内 進			山内進氏は、西洋法制史について大学で教鞭をとられてきた教授であり、かつ、一橋大学長としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただける専門家であり、社外取締役として適任であると判断いたしました。また、「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載の通り、同氏と当社との間に特別な利害関係はないことから、独立性を有するものと判断し、独立役員として届け出ております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	1	1	2	社外取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数

8名

兼任状況 ^{更新}

氏名	代表権の有無	取締	使用人との		
戊吾	10次権の行無		指名委員	報酬委員	兼任の有無
竹内 成和	あり	あり			なし
北村 直樹	なし	あり	×	×	なし
芦原 義弘	なし	なし	×	×	なし
東 俊一	なし	なし	×	×	なし
大月 重人	なし	なし	×	×	なし
木村 博昭	なし	なし	×	×	なし
長谷川 正	なし	なし	×	×	なし
小見 和也	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役 及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 ^{更新}

監査委員会に直属する組織として、監査委員会事務局(2名)を設置しております。

監査委員会事務局は、当社および当社グループの執行に関わる業務を兼務しない、事務局専任として配置しております。

監査委員会事務局は、監査委員の指示に従い行動するとともに、当該使用人の任免、人事考課、異動等の処遇については、予め監査委員会に 説明し、事前承認を得ることとして監査委員会規程に定め、職務執行上の独立性の確保を図っております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門(当社の内部監査部門(13名)が各事業会社の内部監査部門を統括)は、経営及び業務の適法性、的確性及び効率性を確保すべく、内部監査規程に基づく内部監査を行うとともに、同規程に基づき内部統制の独立的評価を定期的に行っており、その結果及びその後のフォローアップ状況について取締役会及び監査委員会へ報告が行われております。

監査委員会は委員3名、事務局員2名で構成され、各委員は執行役会、リスク管理委員会等の主要会議に出席するとともに、内部監査部門、事業会社監査役との定期的な連絡会を実施し、必要に応じ直接業務の執行状況を監査しており、その活動結果は定期的に取締役会に報告されております。また、監査委員会は会計監査人から、期初の監査計画、期中の監査の状況、期末監査の結果等について説明、報告を求めるなど、定期的な意見交換を行っております。

当社の会計監査人は、PwCあらた有限責任監査法人であり、当社監査委員会監査と会計監査の相互連携により会計監査業務を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

- ・独立役員は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・独立役員は、いずれも当社の独立性判断基準に定める独立性の要件を満たしております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与 に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明^{更新}

株主にとっての企業価値向上を最重要課題と位置づけ、執行役に対する業績連動型報酬を導入済みであり、退任時における退職慰労金は廃止いたしました。

執行役の報酬は、各執行役の職務内容を鑑みて、確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬の組み合わせで定めています。また、業績連動 型報酬については、売上高、営業利益、当期利益等を業績判断基準とし、その達成状況に応じて変動させることとしております。その詳細は有価 証券報告書にて開示しております。

(有価証券報告書) https://www.miraca.com/ir/library/yuho.html

ストックオプションの付与対象者

執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

2017年5月11日開催の取締役会及び報酬委員会において、株式報酬制度を導入し、当社の執行役については従来のストックオプション制度を廃止することを決議しております。

【取締役·執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬委員会決定に基づ〈定額報酬・業績連動報酬の総額を、取締役、執行役別に各々総額で開示しています。代表執行役につきましては、報酬等の総額が1億円を超えたことから、有価証券報告書で報酬等の総額を開示しております。

(有価証券報告書) https://www.miraca.com/ir/library/yuho.html

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無^{更新}

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)報酬体系

当社の取締役・執行役が受ける報酬については、グループ経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給し、退任時に退職慰労金は支給しない。業績連動型報酬については、売上高、営業利益、当期利益等を業績判定基準とし、その達成状況に応じて変動させる。

取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。

(2)取締役報酬

取締役については、各取締役の職務内容を鑑みて、無報酬又は確定金額報酬及び株式報酬の組み合わせとして定める。その支給水準については、経済情勢、当社の状況、各取締役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度とする。社外取締役の報酬については、定められた確定金額報酬及び株式報酬の組み合わせに加え、監督活動の内容に応じた報酬を加味して支給する。

(3)執行役報酬

執行役については、各執行役の職務内容を鑑みて、確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬の組み合わせで定める。その支給水準については、経済情勢、当社の状況、各執行役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度とする。

詳細につきましては、有価証券報告書に記載しております。

(有価証券報告書) https://www.miraca.com/ir/library/yuho.html

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、社内および関連会社の重要会議に自由に出席し、広範な経営情報を入手できることといたしております。また、取締役会、執行役会、各委員会の事務局担当部署が社外取締役の活動をサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職·地位	業務内容	勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
鈴木 博正	上級顧問	「その他の事項」に記載	非常勤、報酬有	2016/9/30	2年

- 鈴木博正氏は、臨床検査業界の動向及び当グループの経緯を知るものとして、現経営陣の求めに応じて助言を行います。
- 社内の情報に対するアクセス権限は有さず、また、当社の経営、意思決定、業務執行に関与することはありません。
- 上記の「社長等退任日」には、当社の代表執行役社長を退任した日を記載しています。

なお、当社に相談役の制度はありません。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1.現状の体制の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の重要な課題として認識しており、経営における透明性の向上と迅速かつ適正な意思決 定につながる経営機構の確立に努めております。監督と執行の明確な分離と事業を迅速に運用できる執行体制の確立並びにグループ会社統治 の高度化を目的として指名委員会等設置会社の経営形態を採用し、法令に基づき、指名委員会、監査委員会、及び報酬委員会を設置しておりま す。

(1)取締役会(7名: 社外取締役5名、社内取締役2名)

取締役会は、経営管理の 意思決定機関として法定事項を決議するとともに、中期計画、単年度予算などの経営の基本方針ならびに経営業務執 行上の重要な事項を決定・承認し、取締役及び執行役の職務を監督します。

当社は、「みらかグループ コーポレート・ガバナンス方針」に取締役会のバランス・多様性・規模等を定めております。 広範な分野から社外取締役 を選任しており、多様な意見を取締役会の議論に反映するとともに、監督機能の強化を図っております。 2018年度におきましては、13回開催しております。

a. 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任又は解任に関する議案の内容の決定、取締役会に対する代表執行役及び執行役候補者の推 薦、解任提案 をする権限を有します。社外取締役2名、社内取締役1名の3名で構成され、委員長は社外取締役が務めます。 2018年度におきましては、6回開催しております。

b. 監査委員会

監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告を作成するとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並 びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定をする権限を有します。監査委員は高い独立性が求められるとの観点から、監査委 員の全員を非常勤の社外取締役から選定しております。

2018年度におきましては、18回開催しております。

c. 報酬委員会

報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬に関し、内容の決定に関する方針の策定及び内容を決定する権限を有します。社外取 締役2名、社内取締役1名の3名で構成され、委員長は社外取締役が務めます。

2018年度におきましては、7回開催しております。

(2)業務執行について

執行役は、取締役会にて決議された中期計画、単年度予算などの経営の基本方針に基づき、その業務に関する事項の決定を行うとともに業務を 執行いたします。なお、執行役の職務分掌及び決裁権限については取締役会で定めております。

2.監査について

(1) 監査委員会による監査について

監査委員会の各委員は、執行役会、リスク管理委員会等の主要会議に出席あるいは会議内容を確認するとともに、内部監査部門及び子会社監 査役との定期的な連絡会を実施し、必要に応じ直接業務の執行状況を監査しており、その活動結果は定期的に取締役会に報告されています。ま た、監査委員会は会計監査人から、期初の監査計画、期中の監査の状況、期末監査の結果等について説明、報告を求めるなど、定期的な意見 交換を行っております。

(2) 内部監査について

「執行役職務分掌規程」、「子会社・関連会社管理規程」、「子会社役員の責任及び権限についての取り決め」その他の社内規定に基づき、グルー プにおける業務の適正を確保するための監査を行っております。

内部監査部門は(13名)は、経営及び業務の適法性、的確性及び効率性を確保すべく、当社及び主要子会社の内部監査を行うとともに、内部統 制の独立的評価を定期的に行っており、その結果及びその後のフォローアップ状況について取締役会及び監査委員会へ報告が行われておりま す。

(3) 会計監査について

当社は、PwCあらた有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、同監査法人に会計監査業務を委嘱しております。

2018年度において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下の通りです。

·業務を執行した公認会計士の氏名(継続監査年数)

澤山宏行(6年)、椎野泰輔(1年)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監督と執行の明確な分離と事業を迅速に展開できる執行体制の確立ならびにグループ会社統治の高度化を目的としております。

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況^{更新}

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送しております。また、発送に先立ち、東京証券取引所および当社ホームページにて電子的に公開しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日をなるべく避ける日程で開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する議決権行使サイトおよび株式会社ICJが運営する議決権電子行使ブラットフォームによる議決権電子行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)については、株式会社 ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当社 株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決 権行使以外に当該プラットフォームでの議決権行使を可能にしております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(狭義)および添付書類の一部を英文にて東京証券取引所および自社ホーム ページにて公開しております。
その他	招集通知、議決権行使書および配当金関係書類を同時に株主様にご送付しております。 また、定時株主総会後には決議通知と株主通信をご送付しております。

2.IRに関する活動状況

	補足説明	代身は 明無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社ホームページにてIRポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が主催する個人投資家向けのIRセミナーに参加し、企業概要、業績、今後の方針等をお伝えしております。	なし
アナリスト·機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2 回開催しております。また、個別 ミーティングの実施、証券会社主催の説明会にも参加しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に海外の投資家を訪問しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	開示資料は、遅滞な〈ホームページに掲載しており、決算短信、決算説明会資料、補足資料、有価証券報告書、株主総会招集通知を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	4名の専従社員によりIR活動を実施しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 三新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	コーポレート・ガバナンス方針の中で、ステークホルダーとのあるべき関係性を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「みらかグループ CSRの考え方」を定めており、「企業理念」、「目指す姿」、「価値観・行動様式」に基づく企業活動を通じてCSRが実現できると考えています。この活動により社会課題の解決に取り組み、幅広いステークホルダーと良好な関係を構築いたします。また、主に執行役で構成されるみらかグループCSR委員会を設置し、グループ全体のCSR活動を推進しております。 主要子会社である株式会社エスアールエルおよび富士レビオ株式会社を中心として積極的に環境活動に取り組んでおります。2018年度はその活動内容をCSR報告書に記載するとともに、関連するデータをウェブサイトに開示しております。

IRポリシーにて情報開示の基本方針を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は下記の基本方針に基づき、内部統制を整備しております。

- 1.企業理念・目指す姿と価値観・行動様式
- <企業理念>
- 医療における新しい価値の創造を通じて、人々の健康に貢献する。
- <目指す姿>

革新的な検査技術とサービスを生み出し、医療の信頼性向上と発展に貢献する。

< 価値観·行動様式 >

【顧客本位】

・医療、健康ニーズに応え、お客様の期待を超える

【誠実と信頼】

- ・実直、堅実で透明性の高い活動をする
- ・組織の垣根を越えて、オープン、建設的にコミュニケーションをとる
- ・全てのステークホルダーからの信頼を向上させる

【新しい価値の創造】

- ・世界初、オンリーワンの価値創造を目指し、リスクをとって変革に挑戦する
- ・グローバルな視点で考え、行動する
- ・主体的に取り組み、成果とスピード・効率にこだわりやり遂げる

【相互の尊重】

- ・多様な価値観、経験、専門性とチームワークを尊重する
- 挑戦や成功を称えあう
- ・自ら成長し、メンバー育成を支援する

2. 行動指針

当社は、企業グループとして、また、当社で働く全ての役員及び社員が守るべき規範を役員・社員が日々の活動の中で具体化できるよう、みらかグループ企業行動指針を定め、役員・社員が日々の企業活動の中で実践するよう努めます。

3. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設け、監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会事務局に所属する使用人と する。

- 4. 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
- ・監査委員会事務局の使用人は、監査委員の指示に従い行動するものとする。
- ·監査委員会事務局の使用人の任免、人事考課·異動等の処遇及び予算配分等については、あらかじめ監査委員会に説明し、事前承認を得るものとする。
- 5. 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

監査委員会には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、法令に定める事項のほか、主に以下の事項の報告を求めることができる。

- (1) 当社グループの内部統制に関わる部門の活動概要
- (2) 当社グループの重要な会計方針・会計基準及びその変更
- (3) 重要開示書類の内容
- (4) その他、当社社内規程に規定された報告事項
- 6. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査委員は、以下の各号に定める権限を有する。
- (1) 他の取締役、執行役及び支配人その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求める権限
- (2) 当社の業務及び財産の状況を調査する権限
- (3) 監査委員会の権限を行使するため、必要に応じて、当社の子会社もしくは連結子会社に対して事業の報告を求め、又は当社の子会社もしくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査する権限
- (4) その他、法令の範囲で、監査に関し監査委員会が必要と認める権限
- ・監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席する取締役、執行役及び使用人は、監査委員会に対し、監査委員会が求めた事項について説明 しなければならない。
- ・監査委員会の指名した監査委員は、必要に応じて、グループ会社も含めた会社の重要な会議に出席できる。
- 7. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ·子会社·関連会社管理規程及び子会社役員の責任及び権限についての取り決めに基づき、子会社の運営·管理を実施し、子会社の業務の適正を確保する。
- ・以下の内容を骨子とした管理体制を構築し、企業集団における業務の適正を確保する。
- (1) 当社及び主要事業子会社を対象範囲とする。
- (2) 業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守を目的とする。
- (3) リスク管理規程に基づき、企業集団のリスクマネジメントを推進する。
- (4) 主要業務プロセスのフローチャートを事業子会社も含め策定し、業務の標準化を図るとともに、適切なリスク対応を実施する。
- (5) 内部監査部門による内部統制システムの監査を実施する。
- ·定期的に各グループ会社における内部統制部門間での報告及び意見交換を行い、また、監査委員会とグループ会社の監査役との連携強化を 図る目的で、定期的な監査連絡会を開催する。
- 8. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 各執行役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、職務執行文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行う。

- 9. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 「リスク管理規程」及び「リスク管理委員会規程」に基づき、リスク管理システムを構築し、これをリスク管理委員会が推進することにより損失の危険を管理する。
- 10. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・各執行役は、執行役職務分掌規程に基づき職務を遂行する。
- ・各執行役は、執行役会規程に基づき執行役会において、必要な協議及び報告を行う。
- 11. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・みらかグループ企業行動指針により、企業の構成員として守るべき規範を明示するとともに、みらか企業行動委員会は企業行動委員会運営規程に基づき、執行役及び使用人の職務の執行が法令、定款およびみらかグループ企業行動指針に適合するために必要な施策を実施する。
- ・みらか企業行動委員会は、企業内の違法行為等を早期に発見し、対応するために内部通報体制を整備し運営する。
- ・内部監査部門は、内部監査規程に基づき、内部監査を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は「みらかグループ企業行動指針」において、以下を定め、社員・役員が日々の企業活動において実践するよう努めます。

< 反社会的勢力との絶縁について >

社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、あらゆる団体・個人とのかかわりを一切拒否するとともに、このような団体・個人に対しては、毅然とした態度をもって接します。また、このような団体・個人がかかわりを持とうとしたり、金銭などの要求をしてきた場合には、組織的な対応をとって、不当な要求を断固として排除し、必要な場合には関係する政府機関に通報します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第118条第3号にいう、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社取締役会は、当社株式の買付提案等を受け入れるかどうかは、最終的には、当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきものであり、当社株主のみなさまが適切な判断を行うためには、当社株式の買付け等が行われようとする場合に、当社取締役会を通じ、当社株主のみなさまに十分な情報が提供される必要があると考えます。

そして、対価の妥当性等の諸条件、買付けが当社グループの経営に与える影響、買付者による当社グループの経営方針や事業計画の内容等に ついて当社株主のみなさまに十分に把握していただ〈必要があると考えます。

しかし、当社株式の買付け等の提案の中には、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れをもたらすものも想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の 決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

当社は、平成19年5月23日に開催された当社取締役会において、以上の内容を当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針とすることを決定いたしました。

2. その他コーポレート·ガバナンス体制等に関する事項 ^{更新}

適時開示に係る社内体制について

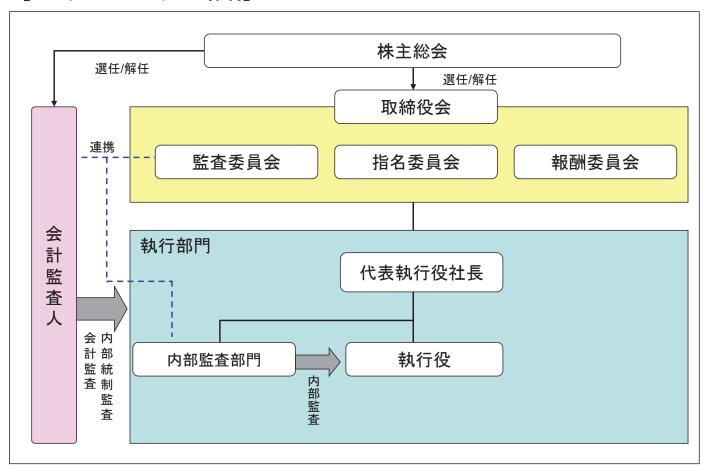
当社は、会社情報における重要事実の管理徹底のもとタイムリーなディスクローズを行うことを基本姿勢とし、投資家のみなさまに対するフェア ディスクロージャーに努めております。

また社内規程に基づき、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱います。

- 1.適時開示の担当部署
- ・情報の集約と管理はコーポレートコミュニケーション担当執行役が行います。
- ·コーポレートコミュニケーション担当執行役の指示によりIR担当者が開示を行います。
- 2.会社情報の管理と適時開示に係わる社内体制
- (1)情報開示責任者はコーポレートコミュニケーション担当執行役とする。
- (2)情報開示責任者は、当社における連結ベースでの法定開示及び適時開示に関する情報の重要性や開示内容の妥当性の判定·判断にあたる。
- (3)情報開示責任者からの意見を踏まえ、代表執行役社長が開示の是非を決裁する。
- 3.東京証券取引所等への適時開示
- ・金融商品取引法ならびに有価証券上場規程等により適時開示が要請されている重要情報はもとより、投資家の投資判断に影響を及ぼすと考えられる情報などにつきましても適時・適切な開示を速やかに行います。
- ・開示情報につきましては社内イントラネットおよび自社のホームページへも掲載することで情報の周知徹底を図ります。

適時開示の流れは【適時開示体制の概要】のとおりとなっております。

【コーポレートガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】

